

別 紙

取り扱おうとする品目

富山県，奈良県，滋賀県，佐賀県，熊本県の家庭薬品目
収載台帳のとおり

但し，次のものを除く。

- (1) 昭和36年2月1日付け厚生省告示第16号「配置販売品目指定基準」の別表第一に掲げる以外の有効成分を含有する品目及び同表に掲げる以外の効能又は適応症が表示されている品目又は，別表第二に掲げる漢方処方の範囲外の品目及び同表に掲げる以外の効能又は適応症が表示されている品目
- (2) 分割用法のある品目のうち，分割用法が容易に行い得ない内服液剤及び丸剤